運営管理規程

○制定（平成２０年７月１５日理事会）

○第１回全部改正（平成２８年３月２４日理事会）

○第２回一部改正（平成２９年３月２８日理事会）

○第３回一部改正（平成３１年３月１８日理事会）

○第４回一部改正（令和３年３月１６日理事会）

○第５回一部改正（令和３年８月３日理事会）

○第６回一部改正（令和３年１１月１６日理事会）

○第７回一部改正（令和４年３月１８日理事会）

○第８回一部改正（令和５年３月１７日理事会）

○第９回一部改正（令和５年１１月１７日理事会）

○第１０回一部改正（令和７年３月１９日理事会）

○第１１回一部改正（令和７年１０月３日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会　運営管理規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大川市福祉会の組織について必要な事項を定めるものとする。

第２条　この法人の組織は別紙組織図のとおりとする。

２　本部長は、理事長を補佐し、法人の業務を統括する。

（職員の職及び定員）

第３条　法人が実施する事業に次に掲げる職員を必要に応じ置くことができる。職員の配置は各事業に適用する人員等に関する最低基準を下回らない人数とする。

２　法人本部・事務局に次の職員を置くことができる。

（１）本部長

（２）事務局長

（３）事務局長補佐

（４）事務主任

（５）事務員

３　施設に、事業に必要な次の職員を置くことができる。

（１）施設長

（２）管理者

（３）事務主任

（４）サービス管理責任者

（５）児童発達管理責任者

（６）サービス提供責任者

（７）医　師

（８）看護師

（９）理学療法士

（１０）事務員

（１１）管理栄養士

（１２）栄養士

（１３）生活支援員

（１４）職業指導員

（１５）就労支援員
（１６）目標工賃達成指導員
（１７）機能訓練指導員
（１８）精神保健福祉士
（１９）言語聴覚士
（２０）相談支援専門員
（２１）地域移行支援員
（２２）相談支援員
（２３）保育士
（２４）児童指導員
（２５）指導員
（２６）調　理　員
（２７）運　転　士
（２８）世話人
（２９）夜間支援従事者
（３０）作業療法士
（３１）後見専門相談員
（３２）ヘルパー

４　前項に定めるもののほか、必要に応じその他の職員をおくことができる。

（職務）

第４条　前条に規定する職員の職務の内容は次のとおりとする。

（１）本部長は、法人を統括する。
（２）事務局長は、法人事務部門を統括する。
（３）事務局長補佐は、事務局長を補佐する。
（４）事務主任は、上司の命を受け業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
（５）事務員は、上司の命を受け、庶務及び会計事務に従事する。
（６）施設長は、当該施設の業務を統括する。
（７）管理者は、上司の命を受け、障害福祉サービスに係る職員および業務の管理その他の管理に従事する。
（８）サービス管理責任者（児童発達管理責任者、主任相談支援専門員、主任看護師、サービス提供責任者）は、上司の命を受け、障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成及び、その他の業務に従事する。
（９）医師は、本部長の指示のもと、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急

時における診療、健康管理及び保健衛生支援業務に従事する。

（１０）理学療法士は、上司の命を受け、理学療法士の業務に従事する。

（１１）言語聴覚士は、上司の命を受け、言語聴覚士の業務に従事する。

（１２）作業療法士は、上司の命を受け、作業療法士の業務に従事する。

（１３）後見専門相談員は、上司の命を受け、大川市成年後見センターの業務に従事する。

（１４）看護師は、上司の命を受け、看護師の業務に従事する。

（１５）管理栄養士・栄養士は、上司の命を受け、管理栄養士および栄養士の業務並びに調理の業務に従事する。

（１６）生活支援員は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画に基づき、支援業務に従事する。

（１７）職業指導員は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画に基づき、支援業務に従事する。

（１８）就労支援員は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画に基づき、就労支援業務に従事する。

（１９）目標工賃達成指導員は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画に基づき、支援業務に従事する。

（２０）機能訓練指導員は、上司の命を受け、機能訓練業務に従事する。

（２１）精神保健福祉士は、上司の命を受け、相談支援及び地域活動支援センターに係る支援業務に従事する。

（２２）相談支援専門員は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画及び相談支援に係る業務に従事する。

（２３）地域移行支援員は、上司の命を受け、個別支援計画に基づき、支援業務に従事する。

（２４）相談支援員は、上司の命を受け、相談支援専門員の業務を補佐し、相談支援に係るその他の業務に従事する。

（２５）保育士は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス及び託児ルームの支援業務に従事する。

（２６）児童指導員は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス及び託児ルームの支援業務に従事する。

（２７）指導員は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画に基づき、支援業務に従事する。

（２８）調理員は、上司の命を受け、調理の業務に従事する。
（２９）運転士は、上司の命を受け運転業務に従事する。
（３０）世話人は、上司の命を受け、利用者の個別支援計画に基づき、グループホームでの日常生活の支援業務に従事する。
（３１）夜間支援従事者は、上司の命を受け、主に夜間において利用者の支援業務に従事する。
（３２）ヘルパーは、上司の命を受け、利用者の介護・援護業務に従事する。

（職務分掌）
第５条　職務分掌は、次の通りとする。
（１）法人本部・事務局
ア　法人の運営に関すること
イ　予算・決算に関すること
ウ　経理に関すること
エ　職員の人事・給与・労務管理に関すること
オ　文書、刊行物に関すること
カ　その他どの部署にも属さないこと
（２）木の香園就労支援センター
就労継続支援Ｂ型事業に関すること。
（３）木の香園自立支援センター
就労継続支援Ａ型事業、宿泊型自立訓練事業、自立訓練（生活訓練）、短期入所事業に関すること
（４）木の香園生活支援センター
生活介護事業、共生型（通所介護）事業、日中一時支援、放課後等デイサービスに関すること。
（５）木の香ほーむ
共同生活援助事業に関すること。
短期入所事業に関すること。
（６）木の香らんど
就労継続支援Ｂ型事業、地域活動支援事業に関すること。
（７）木の香園相談支援センター
相談支援事業に関すること
地域移行支援事業に関すること。

地域定着支援事業に関すること。

（８）木の香園児童支援センター

放課後等デイサービス事業

日中一時支援に関すること。

児童発達支援に関すること

保育所等訪問支援に関すること

（９）木の香ほーむ陽の木

共同生活援助（日中支援型）事業、短期入所事業に関すること。

居宅介護事業・行動援護事業に関すること。

（１０）大川市成年後見センター

成年後見センター事業に関すること。

（１１）託児ルーム

託児ルーム運営に関すること

（人事管理）

第６条　職員の人事管理は就業規則等に基づいて行い、職員の任免、昇格、降格等は、辞令を交付してこれを発令する。

附　則

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２０年７月１５日施行の社会福祉法人大川市福祉会　運営管理規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年８月３日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年１１月１６日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年１１月１７日から施行し、令和５年８月１日から適用する。

附　則

1.この規程は、令和７年４月１日から施行する。

2.この規程第５条９項木の香ほーむ陽の木居宅介護等支援事業については、令和７年１０月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年１０月３日から施行する。